

- 日程第八 陳情第二号 高齢者研修センター設立に関する陳情書 (審査報告)
- 日程第九 陳情第三号 公共施設使用許可の制限に関する陳情書 (審査報告)
- 日程第十 請願第三号 防犯灯増設及び遊園地設置に関する請願書
- 日程第十一 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第十二 特定事件の継続調査について

千前十時 開会・開議

○議長(岩田 博君) ただいまから昭和五十二年第二回福生市議会定例会第二

日目の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

○議長(岩田 博君) この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の

報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長 報告)

一 請願の受理について(別添参照)

二 横田基地対策特別委員会副委員長長の互選結果報告(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わりました。

○議長(岩田 博君) ただいま事務局長から報告いたしましたとおり、横田基地

対策特別委員会の副委員長長の交代がありました。ここで新たに副委員長

とあられた貫井喜代次君にごあいさつを願います。

(横田基地対策特別副委員長 貫井喜代次君 登壇)

○横田基地対策特別副委員長(貫井喜代次君) にはいま局長から報告がござい
いましたように、横田基地対策特別委員会の小堺副委員長が辞職されました。
で、その後任に委員各位の推挙を受けて私が引き受けることになりました。もと
より微力でございます。委員各位の絶大なる御協力をいただきますようお願い
いたします。 (拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で副委員長のあいさつは終わりました。

○議長(岩田 博君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において
検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野鉄之助君 登壇)

○議会運営委員長(塩野鉄之助君) 御指名でございますので、去る六月二十
二日に本定例会第二日目の議事運営のための開催した議会運営委員会の結果
について報告させていただきます。

日程は第一日目に各委員会に審査を付託されて結論づけられた案件の審
査報告がほとんどで、あとは新たに請願一件と閉会中の継続審査及び特定
事件で、すでにお配りしてあるとおりの順序でお願いすることになりました。議案
の取り扱いといたしまして、報酬、給与関係の四議案は総務委員会では一括審査
としておりますので、委員会は検討の上一括上程することにいたしましたので、よろしく
御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、議会側の全協とあわせ
て全日程終了後に行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめお合
わめをお願いします。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますようお願い申し上げま
して報告いたします。

○議長(岩田 博君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進
めますのでよろしく願います。

○議長(岩田 博君) これより日程に入ります。

この際日程第一から日程第四までを一括して上程いたします。

日程第一議案第二十六号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二議案第二十七号 非常勤の特別職の職員、の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三議案第二十八号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第四議案第二十九号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上四議案を一括して議題といたします。

本四案については総務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告願います。

(総務委員長 木村治男君 登壇)

○総務委員長(木村治男君) (議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

一括議題とされました本四案につきまして審査報告を申し上げます。

冒頭に理事者から細部にわたりまして説明があり、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、報酬等審議会の答申にも、財政事情を加

味したとしているが、どう加味したのか。市三役より議員報酬のアップ率を高くした

理由は何か。あるいは又一般市民の給与所得はどの程度になっているのか。この財

源と予備費から充当しているが、今後一千四百万円の予算で大丈夫か等の質疑

がございまして、これに対し財政的な面における各市の四八年度から五十二年度の

収入状況や人件費等も加味して審議願ったわけである。議員報酬も二十六

市中当市は最下位であり、三役より若干引き上げ率を高くし、二十六市中

中位程度までした。又一般市民の給与所得は五十年で平均二百三十一万

円となっている。予備費の点については、現時点ではまだ収入額が未確定で

あるため、本予算には補正していないが、九月には補正したい。他市も予算額

に対し〇・二%程度と低く、当市は今補正でも〇・二四%であり、補正時には

一割近くになるものと思う。このような質疑応答があり、さらに委員中より

報酬引き上げをする財源があるなら市民要求の事業に回すべきであり、本

四案に対しては反対などの意見もあって、最終的に起立採決いたしましたところ、

賛成多数でそれぞれ可決した次第でございます。

以上でございます。

賛成討論
議三十二
陳二
陳三
請
反対討論
賛成討論
議三十
議三十一
反対討論

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従いまして、最初に反対者から発言を願います。

二番 松山 清君

○二番(松山 清君) 議案第二十六 二七、二八、二九号について反対討論をいたします。

初めに議員の報酬についての私の考え方を申し上げます。

地方議員が地域住民の要求に沿って地方自治を守り、さらにこれを発展させていくためには、議会開会中だけ活動すればよいのではなく、日常ふだんに住民の中に入って接触を深め、調査、研究、政策学習に努力するなど、ほとんどのその活動に専念しなければ議員としての役目を十分遂行することができなくなっている

のが最近の地方議員の実態であります。その点では議員という職が一種の職業化してきたわけです。

ところが地方議員の報酬は一定の役務の対価として与えられる給付ということでは基準が必ずしも明確化されておらず、又多くの自治体では自民党政治のもとで地方財政危機が圧迫されているのとも関連して十分な報酬が支給されていないというところが少なくありません。そのため十分な議員活動が保証されなかったり、又一定の資産のある者以外は議員になることがためられるというような、実質的な被選挙権制限の役割りを果たすような場合も起こってきます。このような状況では地方政治の民主的な発展を図ることも困難です。

以上のような見地から、私は地方議員の報酬について、議員が議会活動に専念して、その地域の勤労者としての平均的な生活をするところの限度の金額は支払われる必要はあると考えております。したがって議員報酬が低ければ低いほどよいというような考えをとるものではありません。以上のような基本的な考え方をまず明らかにしておきます。

さて今回の議員の報酬引き上げ額になれば、年収約三百十五万円になります。

一方市民の勤労者の平均的な給与所得は、税務課の調べによれば五十年度で二百三十一万円であり、これに年一〇％のペースアップ等を考えましても、五十二年度におよそ二百八十万円にしかありません。議員の報酬が給与所得者の平均をはるかに上回るような結果に、今回の引き上げによってなります。又、引き上げによる新たな需要財源は一千九百三十一万円にも上ります。本来市民に最優先で還元されるべき一般財源が使用されることは申すまでもありません。すでに議員選挙後二年を経過いたしました。この間多くの議員の皆さんがさまざまな市民要求に接してきたことと思います。又、その中で福祉や教育など多くのものがまだ実現されていないのではないのでしょうか。私は痛切に感ぜるものです。

以上のようなことを見ただけでも、私は今回の議員の報酬値上げに賛成できないのは当然であると思います。次に非常勤の特別職の職員報酬についてであります。この中には私どもといたしましても賛成できるものも含まれております。たとえば投票立合人のように長時間拘束されるような仕事に携わる方や、他の自治体との関連もあるお医者さんへなどの報酬等もあります。しかし多くの場合、現在の金額で十

分とは言えないまでも、しかし即値上げをするまでには至らないと考えられます。

最後に市長、助役、収入役、教育長の給与についてであります。市の最高責任者として、市民の多用化する要望が十分満たされず、その多くが財政難を理由として実現されずにいることを考えれば、今回の市長四十五万円、助役三十九万五千円、収入役、教育長の三十八万円の引き上げなどとても認めるわけにはまいりません。特に市長に対してはこのことを強く申し上げたいと思います。今回の市長、助役、収入役、教育長の給与引き上げによる新たな財源は五百六十六万円に上ります。当然市民の要望実現のために第一番目に使用すべきであります。さきく議員の引き上げに要する財源とあわせれば二千四百八十七万円であります。一例であります。もしこれを福生市PTA連合会から父母の声として毎年のように出されております修学旅行費の補助や、学校給食費の補助、映画や演劇への補助などに回すことができれば、たちどころに解決し、なおかつおつりまでくるのではないのでしょうか。ほんのわずかの一例を申し上げたわけでありますが、私は以上のような点を指摘いたします。反対討論いたします。

○議長(岩田 博君) 賛成者十四番 田村市郎君。

(十四番 田村市郎君 登壇)

○十四番(田村市郎君) 私は一括議題としております議案第二十六号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十七号非常勤の特別職の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十八号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第二十九号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の四議案に対し、賛成の立場から討論を行います。

ただいま本議案に対して、総務委員長より審議の内容について詳細にわたリ報告されましたが、本案を提出した理事者においては、さきに報酬審議会に答申を求め、報酬審議会は当市財政力や又特殊性、他市との比較、又、住民感情等、数回にわたり会合を開き、検討に検討を重ね、十分配慮の結果答申をなされ、理事者はこれを受け、さうに諸般の事情を考慮した上で本議会に議案として提出したものであり、総務委員会は委員長の方ほどの報告のとおり以上のことを踏まえて審議し可決したものであります。私も本議案に

ついて賛成するものであります。

なお、私たち議員は、ただいま反対討論の中で、議会人は議会の仕事だけでなく、一般の住民との折衝等考えれば労働者に等しいということも、反対討論の中であつておりますが、市長も助役もやはりある見方から見れば、そういう労働者になるかと思つております。そういう見方からすれば、今回の値上げ等は一般の職員の給料の年間平均よりも低いという議員の報酬等踏まえますならば、ただいまの反対討論の中で労働者と同じようだとということになれば、決してこの金額等が高いということではなく、むしろ安いということにもなるかと思つております。市長もやはり労働者、助役さんも同じであるということになれば、決してこの金額は不当なものではない、むしろ労働者となりあるいは高級な職業でもあるとなれば、まだまだこの点は不十分であると、こういう意味から見ても私は賛成し、又これを機会に、なおわれわれ市長初め助役とともに、議員はさらに住民のために十分に意を尽くしまして、市のため住民のために尽くすことを強く痛感しまして、このたびの賛成の討論といたす次第であります。(拍手)

○議長(岩田 博君) 以上で討論を終わります。

これより四議案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本四案は委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君)

起立多数であります。

よって議案第二十六号、議案

第二十七号、議案第二十八号及び議案第二十九号はそれぞれ委員会報告とお
り可決されました。

○議長(岩田 博君)

日程第五 議案第三十号

福生市消防団条例の一部を改

正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告
願います。

(厚生委員長

川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君)

議案審査報告書については朗読を省略させて
いただきます。

(議案審査報告書朗読省略)

別添参照

補足説明を申し上げます。

本条例の審議に当たって、冒頭理事者より説明を求めました。

本件は消防団の団長以下団員までの報酬及び費用弁償の額を二九・〇三%
のアップ率で改正しようとするものであります。それぞれの額については本会議において

詳細に説明されておりますので、省略させていただきます。現行では二十六市中
団長は二十三位、団員が十九位となっております。これが改正されると団長の八位

団員は十二位のランクになります。この改正に必要とする財源は合計四百二十二
万四千二百円であります。等の説明を受けました後、お諮りいたしましたところ、

全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

委員会決定とおり御可決くださるよう申し添えまして、補足説明といたします。

○議長(岩田 博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○九番(竹田政勝君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第三十号については、討論を省略し、委員報告により可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま竹田政勝君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第三十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例は委員会審査報告により可決されました。

○議長(岩田 博君)

日程第六 議案第三十一号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を求めます。

まず総務委員長 森田治男君。

(総務委員長 森田治男君 登壇)

○総務委員長(森田治男君)

審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

当委員会に付託されました部分は歳入全般と歳出の議会費、総務費のうち総務管理費と選挙費、監査委員費、それと教育費、予備費で、審査に当たりましては歳入と歳出に分けて審査いたしました。

その質疑応答につきまして、主なものを報告させていただきます。

まず歳入において、五十二年度の繰越金はどの程度出るのか。市民会館への寄付金は実際は二十五百七十五万円ということだと、予算上二千六百万円の補正とした理由は何かという質疑に對しまして、理事者から、繰越金は約二億五千万円が予定され、うち五十二年度当初予算に六千五百万円を計上、一億八千九百万円は九月に補正したい。寄付金は全額市民会館の備品に充てる考えで現在二千五百七十五万円を収納し、予算との差二十五万円は今後収納できる見込みであり、幅を持たせたものである。

又、歳出におきましては、当初予算で指摘された監査委員費における庁用自動車はどうなったのか。教育費中の植樹・増園工事百万円は外構工事と別にした理由は何か。又、市民会館建設時に当然予想されたテレビ障害に対する予算をこの時期に計上したのはなぜか。さらに市民会館全体の総経費はどうか。これらの質疑に対し、監査委員費における自動車は三月三十一日に三十六万二千円で処分し、五十一年度分として収入した。市民会館の外構工事と段下の福生公園部分と区分した。防衛施設庁側の調整交付金との関係から一緒にできなかったわけである。テレビ障害関係については計画時点から考慮し、地元とも話し合ってきたが、完成後の状況を見るということで、完成後調査をし、地元の方に集まっていたが、出席率は更かった。その点は建設時には確実に障害はあったものの、完成後は比較的少ないということだと思われます。しかし現に障害も出ているので、補正をしたわけでございます。なお、市民会館の総額は備品を含め、約十八億円前後となる。又、防衛施設周辺全国協議会特別分担金の支払い方法と事務内容について、あるいは給食に対する児童の保険について質疑がございました。全国基地関係三百

六十六市町村で市が二十万円、町村が十万円を協議会に支払うもので、住宅防音工事の事務を扱うが、将来は苦情等まとめる機関になるものと思う。学校給食の食中毒等の保険は一事故につき一億円、一人一千万円の保険に加入しているが、これはか学校安全会からも一事故二億円、一人二千万円を支給される。又、委員より、今回の補正は報酬関係が主であり、繰越金も確定しているならば計上すべきである。本予算は反対であるとの意見もあり、当委員会所管分について起立採決いたしましたところ、賛成多数で原案とおり可決した次第であります。

以上でございます。

○議長(岩田 博君) 次に建設委員長 高波 忠君。

(建設委員長 高波 忠君 登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

議案第三十一号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算第一号の歳出予算のうち建設委員会所管分について、その審査の概要について報告いたします。

当委員会に付託されました内容は、統計調査費と農業費の関係のみであります。

冒頭担当課長から内容の説明を受け、審査を進めました結果、当委員会といたしましては全会一致をもって本案を原案とお可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会のご決定とお可決くださいますようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

○議長(岩田 博君) 次に厚生委員長 川窪清一君。

(厚生委員長 川窪清一君 登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 厚生委員会所管分について審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書 朗読省略) 別添参照

当委員会所管分のうち福祉事務所の関係では、民生費の社会福祉費において報酬等の引き上げで九十二万七千円、児童福祉費は入院助産施設の委託料等で五十八万円の補正であります。環境保全課関係では総務費中諸

費九十六万四千円、衛生費四十六万四千円、消防費四百二十二万五千円のいずれも報酬等の引き上げであります。等々説明がありました後質疑に入りました。衛生

費中予防費に関連して、法定伝染病が多く発生していると聞くが予算は足りるのかという質疑に対して、五十一年度は二十件発生しておりますが、全部しきょうこう熱である。五十二年度はすでに十五件発生しているが、しきょうこう熱は費用は疫

病の三分の一程度で済むので、現在のところ足りると思う。今後の発生状況によ

っては補正をお願いするようになるかもしれないとの答弁でありました。さうに入院助産費は現在最低でも十二、三万円はかかるのに、今回補正されてもなおまだ十万円にしかなくてはいないので、もっと増額すべきであり、本予算には反対する、という意見がありましたので、起立によりお諮りいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)